

## 周産期・小児医療の課題について

現状・課題	ご議論いただきたい視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都の周産期医療提供体制をみると、施設及び医師・助産師数ともに、23区と多摩地域では、23区に集中しており、地域的な偏在が見られる。</li> <li>○ また、東京都医療保健計画では、出生数10000人に対しNICUを30床整備する方針が示されているが、多摩地域の出生数に対しては数を満たしていない。今後も出産年齢の高齢化は進むと考えられるが、多摩地域には、ハイリスク妊婦と胎児の治療を行うことができる、MFICU及びNICUを備えた周産期母子医療センターがない。</li> <li>○ 医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）は増加。</li> <li>○ 多摩市では、障がい児の入院施設及び外来施設として島田療育センターが障がい児の医療を支え、関係機関を含めて手厚いサービスを提供する体制を備えているが、数の増加に加え、障がい児の長寿命化もあり、十分な対応が難しくなっている。</li> <li>○ 近年の法改正により、医療的ケア児に必要な支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携体制の構築が求められている。</li> </ul>	<p>&lt;周産期医療&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩地域における周産期医療の充実が必要ではないか。</li> </ul> <p>&lt;小児医療（医療的ケア児）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新生児からその後につながる医療の連携体制について、在宅での生活につなげるための連携や都立小児総合医療センターと市内医療機関の連携、訪問診療や訪問看護等の資源の把握はできているか。</li> <li>・地域で医療的ケア児を支える体制を整えるにあたり、医療関係者への研修の実施などが考えられるのではないか。</li> <li>・行政（市役所・保健所）における保健、医療、福祉、教育等の関係課室等の連携は十分か。</li> </ul>